

令和3年度 第1回
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和3年5月7日（金）

午後1時～午後2時20分

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

（栃木市市民交流センター）

4階 講義室

事務局：栃木市 生活環境部 保険年金課

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、只今から、第1回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付しています資料のみとなります。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたらご用意いたします。大丈夫でしょうか。

それでは、資料1ページの次第に従いまして、本日の会議を進めさせていただきます。

はじめに松本会長よりご挨拶をお願いいたします。

(松本会長)

皆さん改めましてこんにちは。第1回栃木市国民健康保険運営協議会会議に大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2月にも会議をやる訳だったんですけども、なかなかコロナの感染が終息できないということで、2月の会議は大変申し訳なく思いますが、会議を中止させていただきました。その代わりに皆様方の書面によってご意見等をいただくことにしました。大変ありがとうございました。また本日もコロナということで、感染予防はしっかりやっていきたくて思っておりますので、皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。またコロナの予防接種の申し込みが昨日私のところにも何回電話しても繋がらないとか苦情がありましたけれども、職員総動員かけてやっているんですけども、あまりにも集中的に電話が多かったために対応が遅れたことを申し訳なく思っております。皆様方からも対応をしっかりやっているということでご報告いただければと思います。では、これから会議に入りますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。今回の会議は今年度1回目の会議でございますので、職員の自己紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

それでは、会議を進めさせていただきます。会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に「協議会の会議は、会長が議長となる」と規定されておりますので、松本会長をお願いしたいと思います。会長よろしく願います。

(松本会長)

それでは会議を開きたいと思います。皆さんよろしくお願ひいたします。
はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

ご報告いたします。本協議会の定数は18名であります。本日は14名の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定足数である「委員定数の半数以上の出席」の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。以上でございます。

(松本会長)

会議録署名者の指名を行います。慣例により、2人の委員を指名させていただきます。14番の内海成和委員、17番の天谷浩明委員にお願いいたします。
では議事に入ります。それでは、第4の議事に移ります。

(1) 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたしますので、2ページの資料1をご覧ください。

本年2月に感染症法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。それに伴いまして、新型コロナウイルス感染症の定義が変更されたことから、栃木市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

5・6ページの新旧対照表をお開きください。附則12項は、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金に関する規程であります。中段太字部分「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」の記載部分を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改めるといふものでありまして、法律の改正に合わせて文言を整理するものです。

2ページにお戻りください。本条例は、交付の日から施行するというものがあります。また、この改正における影響は特にございませぬ。

なお、この改正案を6月議会に提出させていただく予定でございます。
以上でございます。

(松本会長)

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願い申し上げます。

(A委員)

私専門家じゃないので、ちょっとお伺いしたいのですが、改正後の新型コロナウイルスの定義で、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスということで、中華人民共和国から WHO に報告されたものに限ると書いてあるんですが、そうすると変異株は、ないんですか。ちょっとよくわからないんですけど、教えていただきたい。

(事務局)

入るようです。

(A委員)

では、これは中華人民共和国から報告されたものプラス変異株も入ると。

(事務局)

基本的には報告されたものの変異なので、その延長上ということで。

(A委員)

なんかこれ限定されていたんで、今変異株に置き換わっているからそれはどうなのかなと思って質問しました。

(事務局)

基本的には、特別措置法で対応されていたものだとやはり対策的には限定されてしまいますので、それなので、感染症法に規定して感染症法の対策としてやっていくという意味で変えたそうなんですけど。

(A委員)

私素人だから最初の病原から症状だけなのかなと思って質問させていただいた。

(B委員)

これ厳密な意味で言って、中華人民共和国から WHO に示したのは、原子配列が決まったものを出した訳で、配列があるところで、変異していくわけですね。

ど、全体の構造としては、1つのものの属しているのだから、いま言われている変異株がいくつかあるどころじゃなくて、2週間にいっぺんずつ変異しているんで、山ほど変異株があるんです。感染力とか病気の重症化しやすいという特徴がある変異株だけが押し上げてるだけで、毎日のように遺伝子の中の一部が変わっているんですね。簡単に言うと日本人の中にもいろんな人がいるけど、日本人はひとくくりみたいな感じで考えれば最初に提示されて WHO が認めたサーズコブ2のウイルスの仲間という意味だからあんまり深く考えず。

(A委員)

わかりました。属ですね。

(B委員)

こんな書き方するほうがおかしんです。

(松本会長)

B委員ありがとうございました。

他にありませんか。

(C委員)

これに該当する人っていうのはどれくらいいるのか。またどれくらいいたのかを教えていただきたい。

(事務局)

傷病手当金に関する規程になりますので、傷病手当金の支給に関する項目ということになっていきますので、傷病手当金につきましては、令和2年度支給決定2件ほどありました。支給額が285,165円、3年度4月に申請が2件ほどありまして、支給額が72,741円支給しております。今のところそれ以降は申請、相談はありません。

(D委員)

指定感染症という区分、新型インフルエンザ感染症という区分のランクとかこの病気に対しての支給金じゃなくて、例えば医療関係者とかどう違うのかわかれば、区分があるのか。

(事務局)

すいません。申し訳ないのですが、そこまで私ども把握はしていないのですが、

法律上の文言なりが代わったということで、今回訂正せざるを得ないので出さ
せていただいたという状況ですから、法律の中身の細かい部分については、勉
強不足で申し訳ないのですが、把握はしておりません。

(D委員)

というのは、なんかこの今回新型コロナウイルス感染症に対しては非常に医療
機関との連携が区分で違うのかなと考えたのですから、もしわかりましたら教
えて下さい。

(B委員)

たぶん思ってるのは、治療費は行政で持つ、検査とか、これは傷病手
当金の話だから、働けなくなった分の給料を保証するというお話だからその人
がもともともらっていた給料とかの何%ということで決まっている。むしろ気
になるのは働けなかった期間をどう認定するかってことなんですよ。僕が書類
を書いていて思うのは本人が働けないって言えば働けない。コロナの後遺症の
話がいま出ていて、後遺症も人によって随分違うわけですよ。肺の臓器があ
って酸素飽和度が92、3以下になってくると息苦しさを感ずる。労働の条件
によっては後遺症があるから働けない人が出てくると思うんですけど、その辺
は傷病手当金の書類にいつからいつまで働けなかったと書くわけですよ。後遺
症そのものが良く分かってないし、診ているお医者さんも少ない。肺のレント
ゲン、CT、酸素飽和度を見て。国保はわかりませんが社会保険で何日と上限が
ありますよね、働けない期間、で何か月か一辺に書いてくれと言われて来ます
からね、その度に書くと思うんですけど、よくわかっていない後遺症に関して
書くとはめられることがありますよね。だからその辺の基準が書く方にとって
は、きちりと示していただけないと不利益を被る方もいらっしゃるのかなと
考えていました。後遺症もコロナで入院して14日で退院して出てきました。
それならいいと思うんですけど。その後どうなるのかなと思って、今日はそん
な資料用意してないと思うから、コロナ感染症というのは、PCRで陰性になっ
たら君はもうコロナじゃないよというのかどうか、その後コロナのために仕事
ができない状態になっている人もこれに当てはめて考えるのかという話です。

(松本会長)

他にありませんか。ないようでしたら次に(2)栃木市国民健康保険運営協
議会書面決議実施要領(案)の制定について、を議題といたします。事務局か
ら説明を求めます。

(事務局)

ここで、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。資料2・7ページ、上から8行目に「各審議会等の委員規定に基づき」とありますが、「委員」ではなく「委任」となります。また下から2行目も同様に「委任」となりますので、訂正をお願いします。また、10ページになりますが、中段にあります点線から上、2行目「〇〇月〇〇までに」と記載がありますが、までの前に「日」が抜けております。加えて頂きますようお願いいたします。

それでは、栃木市国民健康保険運営協議会書面開催決議実施要領（案）についてご説明いたしますので、7ページ資料2にお戻りください。

審議会等の会議は、一堂に会して行われることが原則ではありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、審議会等の開催が困難な場合における書面による開催について、改めて要領を定め明確にしたいということでもあります。

今回、4月1日付けで「栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」が改正されました。会議開催の特例として、「書面による決議を行う場合には、審議会等の委任規程に基づき、あらかじめ必要な事項を別途定めるものとする。」と示されたことから、書面による決議に関しての要領を定めるというものであります。

なお、本運営協議会の委任規程については、栃木市国民健康保険規則第17条に、「この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要事項は、協議会が別に定める。」となっております。

内容についてご説明いたします。次ページをご覧ください。栃木市国民健康保険運営協議会書面決議実施要領（案）になります。まず、第1に趣旨として、国民健康保険規則第17条に基づき、書面決議について必要事項を定めるものとなっております。第2実施要件としましては、重大な感染症の蔓延や大規模な災害等の発生により、会議開催場所への参集が困難であり、開催延期が困難であるなど、やむを得ない事由のある場合で、議案について協議済みであり、可否のみを問うものとしております。その下、第3実施方法としては、回答期限を定め議事資料、表決書等を送付し、過半数の回答により書面決議が実施できるとし、決議後は委員への報告を行い、第4公開方法として市ホームページでの公表を行うとしております。また、第5において、報酬については有効な表決を提出した委員に支払うというようになっております。今回ご承認いただきましたら、所定の事務手続きを経まして、公布の日から施行するとさせていただきます。

以上でございます。ご検討の程よろしくようお願いいたします。

(松本会長)

ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

(E委員)

確認というか教えていただきたいんですが、9ページの第5の報酬のところ有効なと書き出しとなっているのですが、逆に有効でない場合の表決があればそのほうが早いかなと、あとその後報酬を支払う形になっているのですが、私たち運営協議会委員につきましては、特別な非常勤職員という形でこれについては条例で報酬については、日額という形で規定されている。これについて今回の書面決議要領ということで、有効な表決を出せば報酬は支払うという形になるんですけど、そこらへんが報酬の条例についてどんな検討をされたか教えていただきたい。

(事務局)

ここで、有効な表決を提出した委員に報酬を支払うと記載になっておりますので、この要領の中にあくまで可否を問うということになっていきますので、10ページに回答書といいますか、書面表決書が点線の下のところにあると思うんですが、反対か賛成かその記載をされているか、されていないかということになるだけだと思います。報酬につきましては、この要領を作るにあたって、基本的には総務課で作りましたガイドラインが基になっておりまして、その中で基本的には報酬のことも変更されたわけなんですけれども、その中で実際意見を出しているのも関わらず報酬がでないというのもおかしな話ということで、こういった形で書面での回答がきちんとなされれば報酬が支払われるということです。

(E委員)

私はこの書面表決についての要領を定めることについては、賛成をしている訳なんです。で、その報酬というのは、私たち最初に委嘱を受けた時に日額を払うという形で委嘱を受けたんですね。従来からそんな扱いになってたと思うんですけども、出る日当、そういう感じでの報酬ととらえていたわけなんです。それが書面を出す形になると、例えば私のところにこの書面表決の通知が来た時に自分が書かないで名前は自分で書くけれども、10ページの下の方の表決は連れ合いに、賛成で○をつけてくれと、中身は分からないわけですよ。疑えばきりが無いんですが、私はこの報酬については、「栃木市特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」があると思うんですけども、その

中で言われている国保運営協議会委員の日額8,000円と書いてあるんですけども、そういった形で日額となっている訳ですから報酬を支払うことについてでは、私は賛成できないという意見でございます。以上です。

(C委員)

運営をしていく上では、別にそんな大きな問題ではないと思うんですけども、行政の組織体である以上条例その他、そこに齟齬があってはならないと思うんですけど、これがさきほど言った条例と整合がとれているのか、事務局としてはどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

報酬については、報酬条例に基づいて支払うという形になっています。そのためには、その会議が成立していることが、必要となるわけですけども、もともとの報酬条例で想定していたのは、委員の皆様が対面で集まって意見をそこで述べ、協議をしたという形をもってその会議が成立した。従ってそこで報酬の支払が可能になるというふうな考え方で条例のほうは制定されていると考えております。今回のコロナという形で私の方も会議に関してどういう風な形で開催したらいいか、どうしてもやはり会議を経ないと決定できない事案というものがございます。そういったなかで書面決議というものを一つ考え出したわけではありますが、その書面決議、この書面によることが果たして会議の成立要件を満たすのかに関しては、非常に疑問がやはりございます。その一方で、当初書面決議をやる時には各委員の皆様膨大な資料を送付してこの資料を見たうえで賛否であり、ご意見を願いますというような形でお願いしていました。逆にE委員のほうから今そういった集まっていないのに報酬を受けることが、というのも一つの考え方ではありますけれども、委員の皆様大量の資料を送付して、これだけやってもらって判断してもらうのに書面会議だから報酬は支払わないというのもいかなものかといった二つの間でちょっと行政の方でも悩んだところではありました。一番整合的なのは、おそらくこれを何らかな形で書面決議みたいなものを条例化するというのが一つの考え方ですけども、やはり書面で集まっていない会議というものを成立しているというふうな、まだ全国的にそういった定義を用いて書面会議の成立を認めているような条例を作っているところが実際のところまだほとんどございません。こういった中で今回各こういった審議会の場合には運営のしかたにつきましては、委任規程ということで、この協議会の中で決められるというような規定があるんで、今はそういった規定を利用して、要領を策定することによって、その報酬の方も支払いが可能になるようにという形で今回制定の方をさせていただき

たいというふうに考えているところです。結論からいうとやはり報酬を支払わなければいけない事案がどうしてもあると、例えば今回のような基本的には会議に集まっていたら議論をしていただくんですけども、その議論がある程度煮詰まった、で最終的に結論を出さなくちゃいけない場面ではあるけれども、会議の開催がどうしてもできない。でも例えばこの運営協議会でいうと最終的に税率の会議を散々して結論を出す段階にはなったけれども、その時にどうしてもコロナの関係で集まることはできない。そういった場合はこの書面決議による賛否でもって最終的には結論を出ささせていただくと、そういったことを想定して作ったところなんです。説明が雑多になってしまいましたがそういうことです。

(B委員)

報酬のことについて良く分からないんですけども、今の議論で事務局がおっしゃった十分な協議が済んでいるって書いてありますよね。十分な協議が済んでいるものについて可否を決定する際においてということですよ。タイトルも書面決議ということですよ。協議はどうするんですか。先程の話だと資料を読み込んでもらったって、読み込むのは自分で読み込んで協議じゃないですよ。だから要するに協議ができないじゃないですか。協議はどこでいつ、開かれればE委員が言ったように報酬は払う必要はないと思います。でも協議はしなきゃだめなんですよ。だからこれは、要領ってのは協議があったっていう前提で行われているものですよ。協議があったから書面決議 OK ってここに書いてありますよね。私間違ってます。

(事務局)

委員おっしゃる通りです。

(B委員)

だとしたら協議をいつどこでするのか明確になんないとこれで OK と言えませんよね。協議を担保しなきゃいけないんですよ。この要領を通すためには決議する前に協議するということが担保されてないと成立しないわけですよ。いかにして協議して担保するかっていうのが先で、今度はさっきおっしゃったように資料を読み込んで今度は FAX で質問上げてそれを返して全員に回して、もう一回資料を読み込んでって、これをやるのであればそれが協議ってことに大体なるんだとすればE委員の言っていることと反対でそれに対して報酬を払うべきだと思う。だから協議と決議1セットじゃないですか。だから協議をどうするかってところを担保にしないとこの話できないです。不思議なのはオンラ

イン会議を開催することができないって、できない前提でずっと書いてあるけれど、ここオンライン会議やったっていいんじゃないんですか。どうしてやらないんですか。

(事務局)

それは、オンライン会議による会議を開催することが困難で、できないような場合に書面会議ができるといういいまわし。

(B委員)

じゃこれは、下記の決裁のためにオンライン会議ができないという意味でいいんですね。

(事務局)

協議自体をオンライン会議で開催することができればそれはそれで。

(B委員)

ここに出している要領は、決裁でしょ。可否を決議するっていうんでしょ。そのことだけについての要領じゃないですか。この要領を決めるにあたっては協議することが必要な訳でしょ。協議する方法論をどうするかってさっきの話聞いてると資料を回して読み込んで、だからそれをオンラインでやれば別に全部オンラインでやれるじゃないですか。だからこんなのいらなくなるんじゃないですか。だめですか。

(事務局)

この特例についてなんですが、あくまで結論から言うと最終的にあらゆる協議を尽くして最終的に決を出す段階までいった時に初めて書面決議ができるってことで

(B委員)

だからそれは聞いたからわかります。今決めていることはそれだけじゃないですか。それはそれでいいのですが、それだったらE委員が言ったように報酬は払わなくていいのですが、協議が担保されないとこの要領は通らないんでしょ。協議しないでこれはできないじゃないわけじゃないですか。

(事務局)

その通りでして、協議自体は何らかの形で事前に十分な感染対策を実施する

なり、オンライン会議を開くとかで協議自体は事前に必要であります。

(B委員)

じゃそういうことでおっしゃるならば、E委員も納得されるでしょ。協議の方にお金を払われて、最後どうしても、でもオンラインで協議できているのになんでオンラインで可否決議できないんですか。だって協議しているでしょ。

(事務局)

オンライン会議で可否を決めればそれで終了です。

(B委員)

だからそれで終わりじゃないですか。これいらんじゃあないんですか。

(事務局)

オンライン会議もできないような場合。

(B委員)

だからオンライン会議もできないなら協議もできないじゃないですか。協議できなきゃ意味がない。

(事務局)

オンライン会議ができない場合というのは、例えば運営協議会の委員の人数ですと可能かもしれないんですけど、たくさんある審議会の中には、人数が多いとかオンライン会議の設備とか十分でない審議会。

(B委員)

各委員会で委任規程で作るんですよね。この委員会で作ればいいんですよね。他の審議会は全く関係ないんじゃないですか。ここは20人ですよ。うちの理事会だって20人で全然平気でオンライン入れますよ。だからできない理由はないでしょ。

(事務局)

確かに運営協議会のほうはオンライン会議を実施するという形で集まれない場合は、オンライン会議をやるんだという形になれば設ける必要はないかと思えます。

(C委員)

これ第2で書面決議はって書いてあるじゃないですか。8ページ。決議のところだけを取り出しているのですか。それともこの会全体のことで書面決議でやりましょうっていうのを定めているものですか

(事務局)

決議の部分だけです。

(C委員)

それだったら認めてもいいけど、この一文が入ってたら、事前に委員による十分な協議が済んでいることっていう、決議か。

(B委員)

あともう一つね、今までやってて協議して即決じゃないですか。決のために集まった会議見たこともないですよ。協議した時に協議ができるんだったら協議したときになぜ決をとらない。その方が不思議。

(事務局)

確かに協議自体は書面決議を取る前にほぼ完結していることが必要なんですけれども、当然最終的に可否を次回に持ち越す場合に結論が出せないようなケースがもしあった場合にはこの方法を利用する。

(B委員)

それならそれでいいんじゃないんですか。そういう風に前提をはっきりさせていただかないとわからないじゃないですか。さっきC委員が言ったように全部がやるみたいだし、オンライン会議がどうしてもできないというならばどうやったら協議できるかということをもとに考えたほうがいいわけでその協議を方法論について例えば書面を回してそれについて質問を出して質問が出ましたっでもう一回、回し直して皆それについて3、4回キャッチボールするのをやれば協議したことになるわけじゃないですか。そのくらいやればさすがにE委員もお金はもらわないと言わないだろうし、だから先に協議する方法論を、オンラインできないというのであれば他にどのような方法があるのかそっちを先に決めてから議論を尽くされたうえで、改めて可否をとらなくてはいけない時はこうしたいというのであれば話はわかるのですが。

(F委員)

前回私が疑問に思ったのは、例えばここに賛成反対って、適当につけるつもりはないんですけど、出しちゃって、今の充分協議していない、読み込んでも分からないとか、ここはどうなのかと疑問に思うことが絶対あるんですよ。この前出すときに委員さんの人数かな、私も意見があったんですけど結局皆が意見を出したとして、その後は帰ってこないで、例えば重要なことが決まっていったら問題になるんじゃないかなという書面決議の不安定さ、危険性をちょっと思ったんですよ。なので、今、B委員がおっしゃったようにやっぱりこうただ丸付けるじゃなくて、必要があれば何回も数回とかって議題もあるかもしれないし、丸付けることの怖さを前回感じました。以上です。

(事務局)

今回のこの議案を出すにあたって事務局の方でも考えたのは、基本的に運営協議会で審議されるような事案に関しては、集まって協議していただくのが最も適している。もし可能であればオンラインとかっていう方法もとれば一番いいのかなと。逆にこの書面による決議を実際にやるケースっていうのは、ほとんど逆にこの運営協議会では難しいのかなと考えていて、そうするとあえて今回この議案に関しては、提出しないで出来る限りあらゆる措置を考慮したうえで運営協議会に関しては、開催する形でやっていくのが筋だろうっていうのは考えていたところなんです。ただひとつこういったもしも万が一例えば今回税率の話とかをして、一番最後の段階の時にどうしても集まらなかった。でもこればかりは何らかの形で結論を出さなくてはいけない。万が一そういう事態があったときのための一つの保証みたいな形でこれがあれば活用できることもあるのかな、保障措置としてあるのかなっていうことで、出した方がいい、可能性は作っておいた方がいいということで、もともと正直なところ運営協議会に関しては出すか出さないかということについても議論があったということは、お伝えさせていただきたいと思います。

(B委員)

基本的にこの作ることそのものは悪いって言ってるわけじゃないし、議論を尽くすことが必要なんでしょってお話だから、むしろ僕が言いたかったことは、コロナはワクチンを打って終わりじゃないですから、もうしばらくの間はだめです。だから結局集まってお話をするのが適切じゃない時期が繰り返し繰り返してくるはずですよ。そういう時にどういう方法論で今言ったような税率とか話をしなきゃいけない時にどうやって意見を集約っていうか協議をするのかという方法論の方がむしろ重要でしょ。だからオンラインならどうやってやるのか、書面で持ち回りで皆さんの意見を図らわせるならどうやってやるのか。そのな

ったうえで書面で言う可否の決議は条例とかに照らし合わせての有効であって、最終的に市議会に対して答申できるんだという法的根拠を載せるってことは重要であると思うんですけど、協議をすることをどうにかして担保を考えていただきたいっていうのは意見です。こういう時期ですからね。災害で道路が分断されたときにこういう会議なんかやらなくっていいんで、別にどういったことではないんだけどでも感染症だからってずっと長いことずっと同じようなことが続くというなかでは、やはり別な方法でも考えていく必要がある。どこの会議体でも同じだと思うんですね。だからあまり言い方が悪かったと思うんですが、市にとっては国保のこと、税率は大事だし、しっかりやらなきゃならない会議だから集まれなくてもできる方法をぜひ準備をしていただきたいというのが基本的な意見です。

(事務局)

わかりました。おっしゃるとおりで、決して書面による手続きを乱発したいとか、これで手続きやる訳ではなく、何らかの形で開催の方法を、新しいとかあるのでこういったものを積極的に活用した形で進めていきたい。先生おっしゃる通りこれからまだまだどうなっていくのかわからない部分もあるので、そういった中でいろんな方法、事例もでてくると思うので、その辺勉強をしながらですね、開催のほうについてはできるだけ集まってやるっていうのを前提にして進めさせていただくというふうに考えております。

(G委員)

今までの議論を見てていろいろ課題があるんだなとわかったんですけど、国民健康保険運営協議会運営要綱というの別にありますよね。それを変える必要はないのか、そこら辺は。

(事務局)

すいません。今要綱が手元にないんで、申し訳ないんですが、要綱に関しては、書面開催、そういうような形になっていないものですから、当初その要綱を改正するっていう検討をしたんですけども総務課でガイドラインが出た中で要綱でなく要領の委任規程を使って要領でやったほうがいいのかということがあったのですから、要領という形で出させていただいたところです。

(G委員)

要領を定めるにしても要綱で書面決議の部分は盛り込むべきではないかと思うんですが。他の自治体で盛り込んである自治体もあるんですよね。福井県の

国民健康保険運営協議会は書面による議事というところを設けてやっている。他の自治体も出しているの、やはり要領を出すにあたっては要綱を書面決議を設けるのが当たり前じゃないかなと思うんですけど。

(事務局)

今回はですね、規則の委任規程を用いて要綱の中に書き込むという方法もあるのかもしれないですが、非常に書面決議で特殊なものですからこういった意味では独立させた形で要領という形でいいのかなとこういった形式をとらせていただきました。実際堂々と要綱とかで書面決議みたい形でやるよりは要領みたい形で、あくまで特例中の特例みたいな形の方がいいのかなと考えておりました。

(C委員)

特例だからこそ決めとかなきゃいけない。

(事務局)

確かにC委員おっしゃったように特例だから決めときゃいけないもので、要領だと要綱よりちょっと弱いというものがあるかもしれないんですけど、ただあくまで一つの形として要綱の中に条文として2、3行入れるよりは、要領ですけど厚めに内容を入れておいたほうがいいのかなと、要領という形をとらせていただきました。

(C委員)

集まらない時にどうするかという話かと思ったらそうじゃないんですね、これは。

(事務局)

今C委員のほうから集まらない時のやり方を決めた方がいいんじゃないかとこれは、B委員がおっしゃったことと同じかなと思うんですけども、確かにその通りでございます。そのためには、一番今普及しているのはオンライン会議なのかなと思いますけれども、オンライン会議のほうも使い慣れている方にとってはZoomなどを使って当たり前のように普及はしてきているんですけども、まだもうちょっと普及、正直私も使ったことがないんですけども、かなりZoom普及してきていますので、そういった開催の方法が一般化していく可能性がございます。運営協議会におきましても、そういった方向性なんかに関してはちょっと研究させていただきたいと思います。これは各委員さんのご協力

をお願いいただく形になるんですけれども、そういったことも事務局で考えていきたいと思います。

(B委員)

C委員、G委員もおっしゃっていたように僕も思うのは、法律って何でもそうですけれども、基本的には運用の仕方次第でどうにも変わってしまうこともあるから、こういう書面とかがあっていわれると拡大解釈されて、解釈そのものをした人がどういう意図があるかってことを恐れとしては必ずあると思うんですよね。特別であるからこそどっかに書いておかなきゃいけないというのであれば附則とかでもいいからちょこっとつけておく方法は確かにあるかもしれない。それがないとこれが成り立つためには協議が必要っていう項目が1個入っているから、協議を尽くしたっていうのが縛りにはなるんだけれども、でも拡大解釈されてくるとできない、できないでこれが乱用されるような事態にはならないっていうようにするためにはどっかにおさえとかなきゃいけない。要領という解釈の中に入ってしまう。それが懸念される材料かなとは思いますが、そうでないと信じております。

(事務局)

B委員おっしゃるとおり、きっちり書き込むというのものもあるんですが、まずはこの議論の中で書面は特例、集まって議論をするのが普通のやり方という認識の方は共有させていただいたと思いますので、事務局としてもそういった認識でおりますので、まずはこの形で始めるけれども拡大解釈みたいなことはしないというような形で議事録にも残りますし、そういった考え方でこの要領は作成されたという形でご理解いただければと助かるかなと思っております。

(松本会長)

他にご意見ありますか。最悪集まることが出来ない場合は、要はオンラインでもなんでも書面でもそういう余裕のあったときはやって、最終的に集める決裁の時に緊急で集められない時にはこれを利用したいと職員は思っているんですよね。日程がないとか早急に決めなくてはならないっていうので、こういうの作ったんでしょ。あくまでもこの書面でやるって思っていないんですよね。例えば市長が市長決裁で議会を開く余裕がなく、市長おまかせで議会でもそういう報告をやりましたっていう報告して決議もありますけど、そういう特例のためこれは作ったと思うんです。これをやりたくって職員が作ったんじゃなくて、どうしてもこの会議を最終決の時に災害が来て、それがすぐに出さなくちゃならないという時に集められないからこの書面でやるっていうだけですよね。

よく説明してよ。

(事務局)

先ほどご説明したとおりですが、あくまでそういう決議は特例で、集まって皆さんのご意見をいただいてそれで決を得るとというのが本来であり、運営協議会においては、基本的にはその方法で説明させていただきたいと思います。

(G委員)

これ会長が決定ですか。書面決議しようってどこが決定するの。事務局。

(松本会長)

事務局にお任せする。皆さんがこれで決まるのなら。

(事務局)

これは当然会長にお諮りしたうえで、事務局の判断にはならない。

(松本会長)

だから皆さんのご意見を聞いている。皆さんの決をとって。2月の会議の時も事務局と相談して非常に集める状況じゃないと会長として判断して相談の上で書類を出してご意見を聞くようにしました。もしその時集めてクラスターとかなった時には私も職員も責任とれませんからね。その状況に応じてやっついていかないとコロナの中でどうなるかわからないですよ。B委員も先ほど波があるからわからないって、そういう中で特例でどうしても今日やらなくちゃならない決議の中で集められない時にはこれを利用したいっていうのが職員で。これを悪用するとか、前提にやるとかという問題じゃないと思うんですよ。その辺を理解していただきたいと思います。

(B委員)

これは会長名で来るの。

(松本会長)

はい、会長名ででています。

(D委員)

今日の議題の2番の制定の、事務局からの要望もあると思うんでね、賛否をとって、もし通るんであれば要綱の中にも一筆入れてもらうと。

(松本会長)

D委員の意見で、決をとって通れば要綱の中にこういう条件をつけると、まだ決をとらないから分からないけど。

(E委員)

令和3年になって2回ほど書面決議が回ってきた。それに対して私たちは回答をしたわけですが、そういったものに対して最初私第5の報酬についての議論を出させていただいたんですが、表決に対して報酬をもらう、それについては事務局のほうで委員さん頑張って回答していただいたんで報酬を払いますよ。どちらかというと報酬を払いたいと聞こえてきてしまうんですが、私個人としてはコロナ禍において厳しい状況の中で書面決裁になった時には回答をするし、報酬は別にいらんっていうか、そういった意味で第5の報酬については、削除するという形で私は賛成する意見でございます。

(松本会長)

決議だけですか。決議だけを報酬やめようと。オンラインとか書面での中では会議とみなして

(E委員)

書面を出すということについて報酬を払うっていうのは行き過ぎじゃないかなど。

(松本会長)

賛否をとるだけではないってことでしょ。

今E委員の意見もありまして、この委員のなかで決めてくださいということですよ。オンラインとか書面での書類上の会議と同じようなことをやっている場合には報酬を出す。E委員の意見はね。決議だけだったら、ださない。

(B委員)

何回も言うようにオンラインとか書面のやりとりというのは会議の代替行為だから、会議だからそれにお金をださないというのはない。ただその協議をした結果可否だけのところで丸つけるのにお金を払うのか払わないのかそれは協議の中に本当は込められてるでしょ。普通は協議した時に賛否しちゃうんだから。たまたまそれができないという時だけに丸付けるんですよ。すでに協議したんだから。報酬はいらん。

(松本会長)

それともう一つこれ。特例でこれ書面でどうしても集められない場合にはこの書面で賛否をとってもよろしいですか。というのも賛否をとらなくちゃならない。

(B委員)

これに賛成して、なかに報酬が入っているといやだとおっしゃっているんですか。どっちを先にやるか決めなきゃだめなんですか。報酬ありなしをやるのか、議論自体 OK なのか二つやんなきゃいけないんですか。

(松本会長)

両方やらなきゃならないんです。

報酬の決をとらせていただきます。よろしいでしょうか。

賛否に対しての書面決議に対しては、報酬を出すという人手を挙げてください。

(3人挙手)

報酬を出さない方手を挙げてください。

(10人挙手)

決まりました。出さない多数なので決まりました。よろしいですね皆さん。よろしくお願いします。

次に書面、どうしても集められない、会議を開けない、最終これだけどうしても会議を開けない事情があると、災害があったとか、特例として、書面の決議を会長から出してもよろしいですか。

賛成の方手を挙げてください。

(全員賛成)

決まりました。ありがとうございました。

(C委員)

第5に関しては修正しないと。

(事務局)

皆様のご意見をお聞きして要領の第5項につきましては、削除させていただ

くということで、よろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。

(松本会長)

さきほどの皆様から決をとりまして事務局のほうで修正いただく、今後市の方ですすめていただくことになりますので、よろしくお願いします。

何かその他でご意見ありますか。

(G委員)

今後のスケジュールはあるんですか。

(事務局)

それは最後に。

(C委員)

今の議論になった時に、集まらない時にどうするかが肝心だと思うんですけど、そこが議論されていないので、どういうふうにするかっていうのは事務局の方で提案して欲しいと思います。

(松本会長)

今まで事務局から会長の方に連絡ありまして回りの状況をいろいろ判断しながら会長と事務局でこれは会議を中止したほうがいいのか判断を決めてまいりました。皆様の意見の中でそれじゃだめだとかこういう意見も聞きたいとか出したいとかあれば挙手お願いします。

(C委員)

目安として非常事態宣言出たらやらないとか

(H委員)

その体制になる前にオンラインでやるリハーサルとかしておくといいんじゃないんですか。事務局が一番不慣れだったら、Zoomでもなんでもいいので。だから今のうちにやっとかないと、使わざるを得なくなったらやってみるという形にしないと、どっかの国の政府じゃないけど、後追い後追いになっちゃうと結局危険承知で集まらなくなっちゃいけないとしたらもっと危なくなる。で会議できないから決議だけって持ち回りになったら、一番これから年度初めこえて税率とかのときに第4、5波がなりますから、事務局でどこかで余裕を作って、リハーサルで入れる方とラインで一気に全部じゃなくていいから医師会で

もそういうリハーサルをしてからオンラインでやっていますので、事務局と会長さんで調整してみて、やってみたらいかがでしょうか。たとえば万が一の時に三歩進んでいけば大丈夫だと思うのでその時どうしますか。ってやらない時の相談よりもやれなくなった時の想定をして準備をお願いします。

(事務局)

実際そういった形の会議を開催している事例も市役所の中でもありますので、その辺も参考にします。

(H委員)

市役所の人が入ったいろんな会議があるんですけど、いつもなんかうまく画面が映ってなくて天井映ってたりとかあったので、市役所の人頑張ってください。

(松本会長)

ちょっと時間を頂いてオンラインができるようになりましたら、皆さんと練習をやりながら。できるだけ会議は開きたいと思います。その中で安全性を留意しながらやっていきたいと思います。

(I委員)

特に予算の会議、決算の会議は、できるだけやるような方向でいただきたいと思います。書面だけじゃ全然わからない。その辺会長さんにいろいろご配慮いただきたいと思います。

(松本会長)

できるだけ会議を開くためには、もっと広い会議室でテーブルを離しながら1人に対し1テーブル位の間隔で、あと区切りをつけたり、それは事務局と私の方で考えて、なるべく会議を開くようにします。どうしてもできない時にはオンラインとかやりますけど、決算とかそういう大事なときには、やりたいと思います。事務局からその他をお願いします。

(事務局)

その他ですが、2つ程ございます。1つめは、公益代表委員の構成についてであります。

今年2月に書面ということで、委員の皆様からご意見をいただきました。その結果を踏まえ、事務局といたしましては、市議会議員3名、民生委員・児童

委員の代表1名、新たに公益団体の代表2名の案を考えております。

変更の時期については、現在の委員の皆様の任期が6月末までとなっております。それに合わせて変更するという考え方もあるかとは思いますが、議会事務局に確認したところ、市議会議員の各種委員会等への推薦は、原則2年間となっております。議会事務局のほうとしては、令和4年度からの変更が望ましいが、あくまでも担当課の判断になるとの話がありました。事務局といたしましては、来年4月に市議会議員選挙もありますので、その後、改めて議会の方に推薦を依頼する際に、変更していきたいと考えております。

また、新たに加わる公益団体については、他市の状況を踏まえて、今のところ候補ということで、案ですが、栃木市社会福祉協議会とか人権擁護委員、女性団体連絡協議会の代表の方などを候補として考えております。

二つめが、繰り返しとなりますが、運営協議会委員の任期につきましては、本年6月末までとなっております。被保険者代表の委員につきましては、公募によることとされておまして、広報とちぎ5月号に委員募集を掲載させていただきました。応募期間は、5月21日までとなっておりますので、是非続けたいとご希望があればご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、現在の応募の状況ですが、昨日までに3名の方から申込みがある状況です。事務局からは以上でございます。

(松本会長)

次の会議はどうですか。

(事務局)

次の会議につきましては、6月末で任期が切れますので、改めて7月中に会議を開いて委嘱をすることになりますので、よろしく願いいたします。

(松本会長)

よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、ここで議長の職を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

以上を持ちまして全会議を閉会いたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。

令和3年5月7日

会 長 松 本 喜 一

署名委員

署名委員